

日助発第004号
2020年4月15日

厚生労働省
厚生労働大臣政務官
自見 はなこ 先生

公益社団法人日本助産師会
会長 島田 真理恵



要 望 書

1. 各自治体に対して新型コロナウイルスの感染防止に対応した母子保健事業として、オンラインを利用した母親学級・両親学級などの健康教育の開催、オンライン新生児訪問等の個別指導実施の指示、環境整備、ならびに予算措置を図られたい。
2. 地域母子保健事業活動休止に伴い、休業せざるを得ない助産師に対する給付型支援を速やかに実施いただきたい。

現在、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、市町村および病産院の両親学級等、妊産婦とその家族を対象とした出産前教育や母子保健に係る相談事業が中止となっています。そのため、必要な相談・支援が受けられず、不安を抱える妊産婦が増加していることが、各地から報告されています。また、妊産婦や母子の孤立した生活の継続は、妊産婦のうつ、DV や乳幼児虐待などのリスクを増大させることが危惧されます。

感染防止を考慮しながらも妊産婦の不安に寄り添う相談事業を早急を実施することが必要です。具体的には、オンラインによる健康教育の開催、新生児訪問を行うことで、感染防止を図りつつ、妊産婦の不安の軽減が可能となります。現在、教育機関を対象として通信量の制限の撤廃や無料化が実施されているところです。同様に、オンラインによる母子保健サービス事業においても教育機関と同様の措置が可能となるよう、環境整備を早急に整えていただきたいと思います。また、オンラインによる母子保健サービス事業を委託される助産師に対して従来と同様の給付が行われるよう予算措置をお願いします。

地域によって状況は異なるため、一律の対応は難しいことは承知しておりますが、どのような状況にあっても、居住地域によって妊産婦や母子が受ける母子保健サービスに差が生じないように、状況に応じた柔軟な対応を切に希望します。

また、地域で活動する助産師は、母子保健事業を委託された場合、事業実施をもって、その支払いがなされており、このような社会的状況によって、事業が中止された場合には、その支払いは全くなされません。このため、収入が大幅に減少もしくは絶たれ、経済的に苦しい状況です。給付金型支援の速やかな実施をお願いいたします。

以上